

## 仙台市立高砂小学校創立 150 周年記念事業実行委員会規約

### (名称)

第 1 条 本委員会は、仙台市立高砂小学校創立 150 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 実行委員会は、仙台市立高砂小学校（以下「高砂小」という。）が創立されて 150 周年という節目を記念して、これまでの高砂小の歴史を振り返り、感謝するとともに、新たな歩みの機運の醸成及び取り組みの推進を図るため、高砂小学校創立 150 周年事業（以下「150 周年事業」という。）を実施することを目的として設置する。

### (基本方針)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、高砂小に在籍する児童及び保護者並びに高砂小に勤務する職員その他高砂小に関係する者（以下「関係者」という。）の協力のもとに事業を実施するものとする。

### (事業)

第 4 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 150 周年事業の実施計画の策定に関すること。
- (2) 150 周年事業の実施に関すること。
- (3) 150 周年事業の総括に関すること。
- (4) その他第 2 条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (役員)

第 5 条 実行委員会に次の各号の役員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 委員長 1 名
- (3) 副委員長 若干名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 書記 若干名
- (6) 会計 若干名
- (7) 会計監査 若干名

※ 前項の役員は、実行委員会の委員の互選により選出するものとする。

(役員職務)

第6条

- 1) 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順により、その職務を代理する。
- 3) 書記は、会計とともに実行委員会の運営を補佐し、議事を正確に記録する。
- 4) 会計は、書記とともに実行委員会の運営を補佐し、会計を報告する。
- 5) 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員任期は、第15条第1項の規定に基づき実行委員会が解散するまでとする。

(実行委員会)

第8条

- 1) 実行委員会は、役員その他の委員及び顧問によって構成する。
- 2) 実行委員会は、役員その他は必要に応じて招集し、委員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 3) やむを得ない理由のため実行委員会に出席できない委員は、委員長にあらかじめ委任状を提出することができる。この場合、実行委員会には出席したものとみなす。
- 4) 委員長は、実行委員会の議長となる。
- 5) 議事は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは議長が決する。
- 6) 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
  - (2) 役員選出に関する事。
  - (3) 実施計画及び決算に関する事。
  - (4) 収支予算及び決算に関する事。
  - (5) その他実行委員会の運営に必要な事項に関する事。
- 7) 委員長は、必要に応じて、実行委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(顧問)

第9条

- 1) 第4条の事業の円滑な実施のため、実行委員会に顧問を置くことができる。
- 2) 顧問は、委員長が校長と協議のうえ指名する。
- 3) 顧問は、委員長の求めに応じ実行委員会に出席し、意見を述べる事ができる。

(専門部の設置)

第 10 条

- 1) 第 4 条の事業を具体的に進めるため、実行委員会に次の各号の専門部を置く。
  - (1) 式典部
  - (2) 記念事業部
  - (3) 記念誌部
- 2) 前項各号の部長（定数は 1 名とする。）は役員の中から、副部長（定数は若干名とする）は委員の中から、委員長が校長と協議のうえ指名する。
- 3) 部長は部を総理し、各部は実行委員会で承認された実行計画に基づき事業を実行する。
- 4) 第 1 項各号の専門部のほか、必要に応じ、次条の代表者会の承認を受け、その他専門部の例により運営する。
- 5) 部長は、必要に応じて専門部内にグループを設けることができる。

(代表者会)

第 11 条

- 1) 各専門部との連携調整及び事業の進捗確認などを行うため実行委員会に代表者会を置く。
- 2) 代表者会は、役員（会計監査をのぞく。）、各専門部長及び各専門部副部長で構成する。
- 3) 代表者会は、委員長が代表し、会務を総理する。
- 4) 委員長は、必要に応じて代表者会に会員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(委員)

第 12 条

- 1) 実行委員会の委員は、関係者の中から、必要に応じて臨時募集するものとする。
- 2) 委員は、一部の役員を除き、第 10 条第 1 項の専門部、若しくは第 13 条の事務局のいずれかに加入するものとする。

(スポットボランティア)

#### 第 12 条の 2

- 1) 実行委員会は、150 周年事業にできる限り多くの関係者に関わってもらい、事業内容の充実及び感動の和を広げるため、一部の業務のみをボランティアとして関わるができるスポットボランティア（以下「S ボラ」という。）登録制度を設け、臨時登録を募集するものとする。
- 2) S ボラに登録を希望する者（登録は原則、高砂小に在籍する児童の家庭単位とする。）は、氏名、連絡先その他実行委員会が必要とする項目を明記のうえ、実行委員会事務局へ登録を申し込むものとする。
- 3) 実行委員会は、S ボラに対し、臨時、協力を希望する取り組みごとに協力を依頼し、S ボラは、可能な範囲で協力を行うものとする。

(事務局)

#### 第 13 条

- 1) 実行委員会の事務を担う機関として事務局を設置する。
- 2) 事務局に事務局長を置く。
- 3) 事務局長は、事務局を総理し、事務局は次の各号に掲げる事務を行う。
  - (1) 実行委員会の運営に係る庶務
  - (2) 実行委員会予算の執行に関する事務
  - (3) 実行委員会の金銭及び物品の保管その他出納に関する事務
  - (4) 150 周年事業の広報に関する事務
  - (5) S ボラ登録制度の運用管理に関する事務
  - (6) その他実行委員会が必要と認める事務

(財務)

#### 第 14 条

- 1) 150 周年事業にかかる経費は、高砂小学校 P T A 積立基金特別会計周年事業積立金及びその他の収入をもって充てる。
- 2) 実行委員会の会計は、収支予算案が承認された日に始まり、決算報告の承認をもって終了する。
- 3) 収支予算の担当部局間の流用を必要とするときは、代表者会の承認を得て行うことができる。

(解散及び残余財産の処分)

第 15 条

- 1) 実行委員会は、第 2 条の目的を達成した後、速やかに事業報告及び決算報告を行い、解散する。
- 2) 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、高砂小学校周年事業積立金に帰属するものとする。

(雑則)

第 16 条 この科規則定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長、校長と協議のうえ、別に定める。

附則

- 1) この規約は、令和 4 年 5 月から施行する。
- 2) 令和 4 年 7 月 25 日一部改正